

令和6年2月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和6年3月6日（水） 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時29分

場所 第7委員会室

出席委員 阿左美健司委員長

深谷顕史副委員長

鈴木まさひろ委員、松本義明委員、岡田静佳委員、武内政文委員、
諸井真英委員、武田和浩委員、小早川一博委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 横川雅也委員

説明者 [警察本部関係]

工藤由起子公安委員長、鈴木基之警察本部長、
丹下浩之総務部長、中村振一郎警務部長、川上博和生活安全部長、
上條浩一地域部長、菅谷大岳刑事部長、荻野長武交通部長、
大塚健滋警備部長、小駒真次財務局長、川邊守総務課長、原政樹会計課長、
塩原浩世厚生課長、中出功生活安全総務課長、新井誠地域総務課長、
磯部健一刑事総務課長、正木浩組織犯罪対策課長、田中守交通総務課長、
小林弘和保安課長、風間康男交通規制課長、小久保和浩運転免許課長、
藤沼誠公安第一課長

[危機管理防災部関係]

犬飼典久危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長
内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、
宮原正行化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第43号	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第44号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第55号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）のうち警察本部関係及び危機管理防災部関係	原案可決
第59号	令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願

なし

報告事項（危機管理防災部関係）

令和6年能登半島地震に対する県の対応について

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

鈴木委員

- 1 今回の増員は定年引上げに伴う新規採用者確保のためとの趣旨だが、県議会では毎年警察官の増員を求める意見書を提出しているが、意見書にある治安情勢や警察官の負担軽減を踏まえた増員は行われぬのか。
- 2 定年引上げによる新規採用の人数に影響はあるのか。
- 3 埼玉県の規模で警察官4人、警察官以外の職員が2人というのはなぜか。

警務部長

- 1 地方警察官の定員は、警察法第57条の第2項において、政令で定める基準に従い条例で定めることとされている。警察庁は、治安対策上の課題に的確に対処するための地方警察官の増員について、平成30年度以降、一部の県に係る特例を除き、厳しい財政状況などを踏まえ、本県を含む全国的な増員要求を見送っている。
- 2 退職者数に応じて新規採用している現状において、定年が引上げられた令和5年度は定年退職者が生じないため、60歳以降も勤務継続を希望する職員数分の新規採用が抑制されるが、旧定年年齢の60歳で退職する職員が多く見込まれることから、新規採用数への影響は少ないと考える。
- 3 新規採用数を平準化するためには、定年退職が生じる年度と生じない年度の退職者数の差の半数を前倒して対応する必要がある。本県警察では、令和5年度と令和6年度の定年退職者を含めた退職者の見込み数の2か年の差が9人であり、その半数の4人を前倒して採用することで平準化が図られる見込みであり、4人が措置される予定となったものと承知している。

松本委員

- 1 第44号議案について、改正後、認定や届出をした事業者は、認定等をどのように証明するのか。
- 2 既に交付されている紙の認定証、届出書は、改定後の扱いはどうなるのか。
- 3 今回の改正により、幾ら手数料の減額が見込まれるのか。
- 4 認証書等の廃止により職員の負担軽減は、見込まれるのか。
- 5 改定によるトラブル、悪用されることに対する対策や認識はどうか。
- 6 認定書の廃止を、どのように広く業者、県民に周知するのか。

保安課長

- 1 改正後は、認定を受け、又は届出をしたことを示す標識を各事業者が作成し、営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。また、事業の規模が著しく小さい場合等を除き、当該標識を事業者のウェブサイトに掲載し閲覧を可能としなければならない。事業者は、これらの手段により認定等を受けたことを明示する。
- 2 これまでに交付をした認定証等の回収等を行わないが、関係する改正法の施行後、認定証等は効力を失うため事業者において廃棄等する。
- 3 昨年度における各手続の申請件数を踏まえ、警備業法関係は、認定証再交付申請が0件、認定証書換え申請が12件で、26,400円の減収となる。探偵業法関係は、届出証明書交付申請が45件、変更届出証明書交付申請が26件、届出証明書の再交付申

請が0件で、203,600円の減収となる。自動車運転代行業法関係は、認定証再交付申請が0件、認定証書換え申請が4件で、8,400円の減収となる。最後に銃刀法関係である、いわゆる技能講習の申請が963件で、125万1,900円の増収となる見込みである。

- 4 認定証等の作成交付や、書換えの事務がなくなるため、この点について職員の負担軽減につながる。
- 5 事業者を含め県民に対する改正内容の周知や、認定証等廃棄の際には裁断するよう事業者へ依頼し悪用されないよう取り組む。万一、認定証等が悪用された事案を認知した場合は、個別具体の状況に即し、厳正に対処する。
- 6 認定証の廃止等に関する改正内容は、関係団体を通じ事業者への周知を図るほか、県警ホームページやリーフレットを活用し、県民へ周知を図る。

小早川委員

- 1 第43号議案に関して、定年引上げは2年に一度行われるが、条例改正も2年に1回行われるということか。
- 2 今回の増員分の給与は、国の予算となるのか。

警務部長

- 1 警察庁から、新規採用数の確保、平準化を目的とした増員について今後の方針がまだ示されていないが、今後も同様の改正が2年に一度行われると考える。

財務局長

- 2 地方公務員である警視以下の警察官の給与は、警察法第37条の経費の負担区分により全額県費で支弁することとなっており、国から直接的な給与として支弁される経費はない。ただ今回の条例改正は、国の政令定数の改正と併せたものであり、地方交付税に係る基準財政需要額の算定上では、1人当たり848万9千円の増額が見込まれる。また一般職員の給与も、地方公務員法第25条の規定、埼玉県条例に基づき、全額県費で支弁されるが、地方交付税に係る基準財政需要額が算定上含まれる。

伊藤委員

- 1 第44号議案について、零細事業者でホームページを持たない場合、どのように表示するのか。
- 2 銃刀法の手数料について、射撃場の委託事務とのことだが、技能講習の申請の際に銃の所持に値する人物かチェックを行った上での講習実施となるか。
- 3 第55号議案について、警察施設整備費に関は、9億2,271万円の減額だが内訳はどうなっているのか。

保安課長

- 1 インターネットの閲覧義務は、常時使用する従業者が5人以下である場合、又は、当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合、このいずれかに該当する場合は、インターネットによる標識の掲載義務が除外される。
- 2 猟銃等猟銃の操作及び射撃技能に関する講習は、都道府県公安委員会が、現に、銃砲刀剣類取締法上の許可を受けて、猟銃を所持しているものを受講者として実施している。また、県警察では、毎年、全ての猟銃所持者を対象として、銃砲等の確認を行う一斉検

査を実施するほか、各種の警察活動を通じ、猟銃所持者に関連するトラブル事案等を把握した場合は、徹底した調査を行い、猟銃所持に係る不適格者の排除に努める。

財務局長

3 令和5年度当初計画していた警察公舎の改築工事等の取りやめにより、約8億9千万円の減額となった。ほかに警察施設の浸水対策の工事の契約差金で2,800万円、需用費などで38万5千円の執行節減額である。

伊藤委員

公舎の改築工事の取りやめ理由は何か。

厚生課長

警察公舎の改修工事については、計画的に実施するとともに、随時見直しを図っている。今回、県有資産のスリム化と施設の有効活用を進めるため、老朽化、あるいは入居率の低下等の現状を踏まえ、一部の公舎を残し、順次閉鎖することとしたため、工事を取りやめたものである。

【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

伊藤委員

第55号議案について、大規模災害被災者受入事業費の中で、東日本大震災により避難者に対する応急仮設住宅の供与数が減ったとのことだが、何戸減ったのか。

小沢災害対策課長

43戸だったものが3戸減り40戸となった。

【付託議案に対する討論】

なし